

平成15年12月26日
農林水産省

牛のせき柱を含む飼料、肥料の取扱い等について

背根神経節を含む牛のせき柱については、「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」との食品健康影響評価の結果が、平成15年11月21日に食品安全委員会より示されたところです。

農林水産省では、この評価結果を受け、牛のせき柱の飼料・肥料への利用を禁止するため、

飼料安全法に基づく規格基準（油脂の原料から牛のせき柱を排除）の設定

肥料取締法に基づく公定規格（肥料の原料から牛のせき柱を排除）の設定

等の新たな措置を講じることとしました。

これらの措置は、飼料・肥料の製造については平成16年5月1日から実施するとともに、それまで製造された飼料・肥料については、経過的な措置として同年6月末まで販売・使用を認めることとしています。また、新たに設定される規格基準等の円滑な実施を図るため、関係業界に対し牛のせき柱を分別管理するよう指導するとともに、新たな措置の施行前においても飼料・肥料について牛への誤用防止を徹底するため、個別に牛飼養農家への巡回指導等を行うこととしています。

これらの措置について、別添のとおり関係者に通知しましたので、お知らせします。

（問合せ先）

消費・安全局

衛生管理課（飼料等関係）

担当：矢谷、山野

TEL：（代表）03-3502-8111

（直通）03-3502-8097

内線 3171、3173

農産安全管理課（肥料関係）

担当：綿谷、藤井

TEL：（代表）03-3502-8111

（直通）03-3591-6585

内線 3123、3112



15消安第4553号
平成15年12月26日

都道府県知事
各地方農政局長
北海道農政事務所長
動物医薬品検査所長
沖縄総合事務局長
独立行政法人肥飼料検査所理事長

あて

農林水産省消費・安全局長

牛のせき柱を含む飼料、肥料等の取扱い等について

背根神経節を含む牛のせき柱については「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」との食品健康影響評価の結果が、平成15年11月21日に食品安全委員会より示されたところである。

現在、飼料、肥料等については、特定部位についてはと畜場における焼却が義務付けられていることを前提として、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）のまん延防止を図るためのリスク管理措置を講じている。

しかしながら、牛のせき柱について厚生労働省は、これまでの特定部位と異なり、と畜場での焼却を義務付けない方針であることから、農林水産省としては、以下の新たなリスク管理措置を講じることとしているところである。

反すう動物用飼料について、レンダリング処理された反すう動物由来の動物性油脂の使用の禁止

豚・鶏用飼料について、牛のせき柱及び死亡牛に由来する動物性油脂を含むことを禁止し、それが含まれていないことを農林水産大臣が確認する仕組みの創設

肥料について、肥料の原料に牛のせき柱及び死亡牛に由来するものを含むことを禁止し、それが含まれていないことを農林水産大臣が確認する仕組みの創設

動物用医薬品等について、原料となるゼラチンに B S E 発生国を原産国とする反すう動物のせき柱に由来するものの使用の禁止

このため、新たなリスク管理措置への円滑な移行を図ることが必要であることから、新たなリスク管理措置に適合した飼料及び肥料原料の製造基準の方針等をあらかじめ定める必要がある。

また、農林水産大臣の確認を受ける前に製造された飼料及び肥料(以下「在庫肥飼料」という。)が、せき柱が原料から排除される新たなリスク管理措置に基づき製造された飼料及び肥料に置き換わるまでの間は、在庫肥飼料の牛への誤用・流用防止を徹底するため、在庫肥飼料に関する製造、販売及び使用に関する措置を定める必要がある。

これに加え、B S E については、「牛海綿状脳症(B S E)の感染源及び感染経路の調査について」(平成15年9月牛海綿状脳症(B S E)に関する技術検討会 B S E 疫学検討チーム報告)において、交差汚染した飼料摂取による感染の可能性が指摘されていること、最近、肉骨粉の給与禁止後に出生した B S E 感染牛が確認されたことも踏まえ、飼料製造工程等での交差汚染防止措置の徹底を図ることが重要である。

こうしたことから、今般、B S E の新たな感染の防止の更なる徹底を図る観点から、飼料等については別紙1、肥料については別紙2、動物用医薬品等については別紙3のとおり定めたので御了知のうえ、貴管下関係者に対して周知徹底を図られたい。

飼料に関する措置

1 新たなリスク管理措置

飼料については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）を改正し、

反すう動物用飼料について、レンダリング処理された反すう動物由来の動物性油脂の使用を禁止するとともに、

豚用飼料又は鶏用飼料（以下「豚・鶏用飼料」という。）について牛のせき柱及び死亡牛に由来する動物性油脂を含むことを禁止し、これを農林水産大臣が確認する仕組みを創設することとし、平成16年1月を目途に公布の上、平成16年5月1日から施行することとしている。

このうち、の農林水産大臣による確認は、別添1の「飼料用動物性油脂の製造基準等の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、以下のとおり実施することとするので、関係者は基本方針に沿った体制構築に着手する必要がある。

(1) 飼料用動物性油脂の製造業者に対する大臣確認

確認を受ける飼料用動物性油脂の製造業者（食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであって、不溶性不純物の含有量が0.02%以下であるもの（以下「特定動物性油脂」という。）の製造業者を除く。以下「確認事業者」という。）は、農林水産大臣に対し、独立行政法人肥飼料検査所（以下「肥飼料検査所」という。）を通じて確認の申請を行う。肥飼料検査所は、当該確認事業者に対し、基本方針で示した製造基準等に沿って飼料用動物性油脂の製造が行われていることについて確認検査を行い、その結果を農林水産大臣へ報告する。農林水産大臣は当該報告内容及び(2)の地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）による調査結果を審査の上、当該確認事業者に対し確認した旨を通知する。

(2) 飼料用動物性油脂の原料収集先等に対する確認

肥飼料検査所は、確認の申請を行った確認事業者の事業場の所在地を管轄する地方農政事務所に対し、原則として地方農政局を通じて確認申

請を受理した旨を連絡する。連絡を受けた地方農政事務所は、原則として、当該確認事業者が原料収集先との契約に基づき行う実施状況確認に同行し、当該契約が遵守されていること、確認事業者による実施状況確認が適切に行われていること等について調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。

2 経過措置

飼料用動物性油脂については、平成15年4月から、反すう動物用飼料又はその原料に用いる反すう動物由来の動物性油脂は特定動物性油脂に限定するとともに、レンダリング処理により製造された反すう動物由来油脂の使用禁止を指導しているところであり、これに基づき、飼料が適切に製造・使用されている限りにおいては、安全性に問題はないことから、改正後の成分規格等省令の施行後においても、平成16年6月末日までの間は、農林水産大臣の確認が行われていない飼料用動物性油脂及びこれを原料とした飼料の販売・使用を認めることとする。

なお、それまでの間、牛のせき柱及び死亡牛に由来する油脂が、現在、流通している豚・鶏用飼料に含まれ、牛への誤用・流用により問題が発生することのないよう、以下の措置を講じ、誤用・流用防止の周知・徹底を図ることとする。

(1) 農家を対象とする措置

都道府県は、畜産関連団体等を通じ、牛飼養農家に対し飼料の誤用・流用防止に関する印刷物の配布等普及啓発を実施することとする。

都道府県は、豚又は鶏を飼養している牛飼養農家に対し、

ア 豚・鶏用飼料が牛に給与されない状況にあること

イ 在庫飼料の保管場所が区分されていること

ウ 飼料の給与記録に関する帳票を記載していること

等について確認し、必要に応じて飼料安全法第56条第3項の規定による立入検査を実施することとする。確認作業は平成16年3月末までに実施し、確認結果を4月上旬までに農林水産省まで報告することとする。

(2) 販売業者を対象とする措置

都道府県は、豚・鶏用飼料等の販売業者に対し、反すう動物由来の動物性油脂（特定動物性油脂を除く。以下同じ。）を含む豚・鶏用飼料等の販売に当たっては、牛に使用しないこと及び牛を対象とす

る飼料に混入しないよう保存することを旨とする表示等を行い、購入農家に対し注意喚起することを要請する。

都道府県は、豚・鶏用飼料の販売業者に対し、 の表示等を適切に行っていること、購入農家に対する注意喚起を行っていること等について、飼料安全法第56条第2項の規定による立入検査等の際に確認する。確認作業は平成16年3月末までに実施し、確認結果を4月上旬までに農林水産省まで報告することとする。

(3) 飼料製造業者を対象とする措置

豚・鶏用飼料の製造業者に対し、反すう動物由来の動物性油脂を含む豚・鶏用飼料の出荷に当たっては、牛に使用しないこと及び牛を対象とする飼料に混入しないよう保存することを旨とする表示等により取引先に対し注意喚起することを要請する。肥飼料検査所は、豚・鶏用飼料の製造業者に対し、これらの表示等について、飼料安全法第57条第1項の規定による立入検査等の際に確認し、徹底を図ることとする。

3 交差汚染防止の徹底

飼料については、BSEのまん延防止を図るため、平成15年6月から、反すう動物を対象とする飼料の製造工程を動物性たん白質を含む飼料の製造工程と分離することを義務付けているところであり、飼料用の動物性油脂については、同措置に関するガイドライン（「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」平成15年9月16日付け15消安第1570号）において、反すう動物由来の動物性油脂（特定動物性油脂を除く。）を含む飼料の反すう動物を対象とする飼料への混入防止対策を講じているところである。

しかしながら、BSEについては、「牛海綿状脳症（BSE）の感染源及び感染経路の調査について」（平成15年9月牛海綿状脳症（BSE）に関する技術検討会BSE疫学検討チーム報告）において、交差汚染した飼料摂取による感染の可能性が指摘されているほか、最近、肉骨粉の給与禁止後に出生したBSE感染牛が確認されたところである。

このため、以下の措置を併せて講じ、交差汚染防止を徹底することとする。

(1) 販売業者を対象とする措置

都道府県は、飼料安全法第56条第2項の規定による豚・鶏用飼料の販売業者への立入検査等の際に、在庫保管時等の交差汚染防止措置の実

施状況等を検査する。検査は平成16年3月末までに実施し、検査結果を平成16年4月上旬までに農林水産省まで報告することとする。

(2) 飼料製造業者を対象とする措置

肥飼料検査所は、飼料安全法第57条第1項の規定による豚・鶏用飼料の製造業者への立入検査等の際に、飼料製造工程等での交差汚染防止措置の実施状況等を検査する。検査は平成16年3月末までに実施し、検査結果を平成16年4月上旬までに農林水産省まで報告することとする。

肥料に関する措置

1 新たなリスク管理措置

肥料については、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)及び特殊肥料等の指定(昭和25年6月20日農林省告示第177号)(以下「公定規格等」という。)を改正し、原料に牛のせき柱及び死亡牛に由来するものを含むことを禁止し、これを農林水産大臣が確認する仕組みを創設することとしており、平成16年1月を目途に公布の上、平成16年5月1日から施行することとしている。

この農林水産大臣による確認は、別添3の「肥料原料の製造基準等の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、以下のとおり実施することとするので、関係者は基本方針に沿った体制構築に着手する必要がある。

(1) 肥料原料製造業者に対する大臣確認

確認を受ける肥料原料製造業者(以下「確認事業者」という。)は、農林水産大臣に対し、独立行政法人肥飼料検査所(以下「肥飼料検査所」という。)を通じて確認の申請を行う。肥飼料検査所は、当該確認事業者に対し、基本方針で示した製造基準等に沿って肥料原料の製造が行われていることについて確認検査を行い、その結果を農林水産大臣へ報告する。農林水産大臣は当該報告内容及び(2)の地方農政事務所(地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下同じ。)による調査結果を審査の上、当該確認事業者に対し確認した旨通知する。

(2) 肥料の原々料収集先等に対する確認

肥飼料検査所は、確認の申請を行った確認事業者の事業場の所在地を管轄する地方農政事務所に対し、原則として地方農政局を通じて確認申請を受理した旨を連絡する。連絡を受けた地方農政事務所は、原則として、当該確認事業者が原々料収集先との契約に基づき行う実施状況確認に同行し、当該契約が遵守されていること、確認事業者による実施状況確認が適切に行われていること等について調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。

2 経過措置

現在のリスク管理措置の下で流通している牛のせき柱が含まれた肥料（以下「在庫肥料」という。）については、現在、相当程度の在庫が存在し、今後の肥料の利用は主として春までは行われなことから、新たなリスク管理措置の施行時期に向け、在庫肥料が増加することとなる。この在庫肥料については、新たなリスク管理措置の趣旨が誤用防止の徹底であり、本来の肥料目的に使用されている限りにおいては、安全性に問題はないことから、新たなリスク管理措置への移行に関し経過期間を設け、本来の目的に使用されていることを確認するための以下の措置を講じることとし、平成16年6月末まで販売・使用を認めることとする。なお、新たなリスク管理措置の趣旨を踏まえ、同年7月1日以降、肥料製造業者、肥料販売業者及び農家に対し、農林水産大臣の確認を受けずに製造された肥料の販売・使用の自粛を求めることとする。

なお、当該措置の実施に当たっては、都道府県においては、農家を対象とする措置については肥料担当部局との連携の下で家畜保健衛生所等が、販売業者を対象とする措置については肥料担当部局が実施する等、関係部局で十分な連携を図られたい。

（１）農家を対象とする措置

都道府県は、農業協同組合、肥料関係団体、畜産関連団体等を通じ、牛飼養農家に対し牛のせき柱を含むおそれのある蒸製骨粉等を原料とする肥料（以下「蒸製骨粉等肥料」という。）の誤用防止に関する印刷物の配布等普及啓発を実施することとする。

地方農政事務所は、農業協同組合等と連携し、研修会等の場の活用等により、管轄する地域内の農家に対し、蒸製骨粉等肥料の誤用防止に関する普及啓発を行う。

都道府県は、（２）の の報告、農家の栽培実態等を踏まえ、牛飼養農家に対し、蒸製骨粉等肥料と牛用飼料の保管場所が区分されていること、蒸製骨粉等肥料を牛の放牧地等に散布しないこと等牛への誤用防止措置が適切に実施されているか個別に巡回し確認することとし、問題がある場合は適切な保管・使用をするよう指導することとする。

（２）販売業者を対象とする措置

都道府県は、以下の内容につき肥料販売業者に対し指導する。

- （ア）蒸製骨粉等肥料の販売時に、牛飼養農家が蒸製骨粉等肥料を牛に誤用しないよう、農家に対し印刷物等により注意喚起する

(イ) 蒸製骨粉等肥料の販売時に、蒸製骨粉等肥料が家畜等の口に入らないところで保管・使用する旨の表示内容を農家に周知する

都道府県は、蒸製骨粉等肥料の販売先等について肥料販売業者に報告を要請し、その報告の内容を当該都道府県を管轄する地方農政事務所に連絡することとする。

(3) 肥料製造業者を対象とする措置

肥飼料検査所は、蒸製骨粉等肥料について肥料取締法（昭和25年法律第127号）第21条に基づく家畜等の口に入らないところで保管・使用する旨の表示について肥料製造業者の立入検査等の際に確認し、表示の徹底を図ることとする。

動物用医薬品等に係る措置

1 新たなリスク管理措置

動物用の医薬品、医薬部外品及び医療用具（動物の身体に直接使用されることのないものを除く。以下「動物用医薬品等」という。）については、動物用生物由来原料基準（平成15年7月28日付け農林水産省告示第1091号。以下「原料基準」という。）を改正し、原料となるゼラチンにBSE高発生国以外のBSE発生国を原産国とする反すう動物のせき柱等の使用を禁止することとしており、平成16年4月を目途に公布の上、平成16年5月1日から施行することとしている。

これにより、BSE高発生国以外のBSE発生国を原産国とする反すう動物の臓器等のうちゼラチンの原料とできるものは、糞、心臓、腎臓、乳腺、乳、卵巣、唾液、唾液腺、精巣、骨格筋、甲状腺、子宮、胎子組織、胆汁、骨（頭蓋骨及びせき柱を除く。）、軟骨組織、結合組織、毛、皮膚、尿、胃、鼻粘膜、末梢神経、骨髄、肝臓、肺、脾臓、胸腺及び血液となる。

なお、BSE未発生国の反すう動物由来物質を原料とするゼラチンについては、従前の例によるものとする。

新たな原料基準の施行後においては、これに適合しないゼラチンを含む動物用医薬品等の製造又は輸入販売は禁止されることとなり、製造業者及び輸入販売業者にある在庫品の販売等は禁止されることとなる。

2 新たなリスク管理措置が施行されるまでの間の対応

動物用医薬品等の製造業者及び輸入販売業者においては、直ちに自らが製造又は輸入している動物用医薬品等の原料としてのゼラチンの使用の有無並びにゼラチンの原料及び製造工程を確認し、新たな原料基準に適合しないゼラチンを使用している場合には、早急に適合するものへの変更等に着手する必要がある。

また、新たな原料基準に適合したゼラチンへの切替え等を実施する製造業者又は輸入販売業者は、速やかに薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第7項（同法第19条の2第4項及び同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づく承認事項変更承認申請等を行う必要がある。

飼料用動物性油脂の製造基準等の基本方針

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

確認を受ける飼料用動物性油脂の製造業者(以下「確認事業者」という。)は飼料用の動物性油脂の製造に用いる原料については、別添2の飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の要件(以下「原料収集先の要件」という。)を満たす原料収集先からのものであって原料供給管理票が携行されたもののみを受け入れること。

(2) 原料の輸送

確認事業者は、原料収集先の要件を満たして輸送された原料のみを受け入れること。

(3) 原料受入時の品質管理

確認事業者は、原料受入時に、受入原料にせき柱又は死亡牛(以下「せき柱等」という。)が混入していないことを供給管理票の記載内容と供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、原料供給管理票を8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

確認事業者は、以下の 及び について、原料収集先等原料収集にかかわる者と契約を取り交わすこと。

また、確認事業者は、当該契約内容が原料収集先において、確実に遵守されていることについて確認すること。

原料収集先等は、原料収集先の要件を満たすこと

原料収集先等は、取り交わした契約内容の実施状況について確認事業者による実施状況確認を受け入れる旨。また、農林水産省が必要と認めるときは、当該実施状況確認に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のもの混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記載すること。また、記録については8年間保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 製品の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物性油脂が混入しないようにすること。

(2) 製品の出荷に当たっては、動物性油脂供給管理票を作成し、製品に携行すること。

(3) 製品が最終荷受者に到達した場合は、遅滞なく最終荷受者に確実に到達したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。

(4) 出荷年月日、出荷先及び出荷量を帳簿に記載すること。また、記録については8年間保存すること。

4 製品輸送に係る基準

製品は専用の輸送容器を用いること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質について実地に管理すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、保存すること。

飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の要件

1 油脂の原料を扱う事業場

- (1) 動物性油脂の原料となる副産物(以下「副産物原料」という。)は、と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経たものであり、牛のせき柱(以下「せき柱」という。)と分別されていること。
- (2) 副産物原料は、専用の保管容器に保存されるとともに、せき柱が混入しないよう分別され、保管されていること。
また、保管容器については、定期的に洗浄されていること。
- (3) せき柱の脱骨が行われている場合は、せき柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。当該場所において容易にせき柱を投入できる位置に牛のせき柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、牛のせき柱はその容器で保管されていること。
- (4) 副産物原料にせき柱が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- (5) 副産物原料の出荷に当たっては、せき柱が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票が発行されること。
- (6) 副産物原料の出荷に当たっては、漏れのおそれのない専用の容器に入れ、原料供給管理票が添付されていること。なお、せき柱を混載して出荷する場合は、せき柱を専用の密封可能な容器に入れ、当該容器にせき柱が入っている旨が明示されていること。
- (7)(1)~(6)の要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認・記録されていること。

2 副産物原料の輸送

- (1) 副産物原料の輸送に当たっては、専用の容器を用い、と畜場法第14条の検査を経ていないもの及びせき柱が混入しないように輸送されていること。
- (2) せき柱の輸送に当たっては、せき柱が入っている旨が明示された専用の密閉容器を用い、他の副産物原料を汚染しないように輸送されていること。
- (3) 輸送車には、原料供給管理票が携行されていること。

肥料原料の製造基準等の基本方針

1 原々料受入に係る基準

(1) 収集先

確認を受ける肥料原料の製造業者(以下「確認事業者」という。)が肥料原料の製造に用いる肥料の原々料は、別添4の肥料原料製造業者による原々料収集先の要件(以下「原々料収集先の要件」という。)を満たす原々料収集先からのものであって原々料供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

(2) 原々料の輸送

確認事業者は、原々料収集先の要件を満たして輸送された原々料のみを受け入れること。

(3) 原々料受入時の品質管理

確認事業者は、原々料受入時に、受入原々料にせき柱等が混入していないことを原々料供給管理票の記載内容と供給された原々料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、原々料供給管理票を8年間保存すること。

(4) 原々料収集先との契約

確認事業者は、以下の「及び」について、原々料収集先等原々料収集にかかわる者と契約を取り交わすこと。

また、確認事業者は、当該契約内容が原々料収集先において、確実に遵守されていることについて確認すること。

原々料収集先等は、原々料収集先の要件を満たすこと

原々料収集先等は、取り交わした契約内容の実施状況について確認事業者による実施状況確認を受け入れる旨。また、農林水産省が必要と認めるときは当該実施状況確認に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける肥料原料の製造工程は、1の要件を満たす原々料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、製造工程においては、1の要件を満たす原々料以外のものを混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

製造に用いた原々料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記載すること。また、記録については8年間保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 製品の出荷に当たっては、1の要件を満たす原々料以外から製造された肥料原料が混入しないようにすること。

(2) 製品の出荷に当たっては、肥料原料供給管理票を作成し、製品に携行すること。

(3) 製品が最終荷受者に到達した場合は、遅滞なく最終荷受者に確実に到達したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肥料原料供給管理票を8年間保存すること。

(4) 出荷年月日、出荷先及び出荷量を帳簿に記載すること。また、記録については、8年間保存すること。

4 製品輸送に係る基準

製品は専用の輸送容器を用いること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原々料の受入から製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質について実地に管理すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、保存すること。

肥料原料製造業者による原々料収集先の要件

- 1 原々料となる牛の副産物（排せつ物を除く。以下同じ。）を扱う事業場
 - (1) 原々料となる牛の副産物（以下「副産物原々料」という。）は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経たものであり、牛のせき柱（以下「せき柱」という。）と分別されていること。
 - (2) 副産物原々料は、専用の保管容器に保存されるとともに、せき柱が混入しないよう分別され、保管されていること。
また、保管容器については、定期的に洗浄されていること。
 - (3) せき柱の脱骨が行われている場合は、せき柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。当該場所において容易にせき柱を投入できる位置にせき柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、せき柱はその容器で保管されていること。
 - (4) 副産物原々料にせき柱が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
 - (5) 副産物原々料の出荷に当たっては、せき柱が混入していないことを(7)の確認責任者により確認した上で、原々料供給管理票が発行されること。
 - (6) 副産物原々料の出荷に当たっては、漏れのおそれのない専用の容器に入れ、原々料供給管理票が添付されていること。なお、せき柱を混載して出荷する場合は、せき柱を専用の密封可能な容器に入れ、当該容器にせき柱が入っている旨が明示のされていること。
 - (7)(1)～(6)の要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認・記録されていること。
- 2 副産物原々料の輸送
 - (1) 副産物原々料の輸送に当たっては、専用の容器を用い、と畜場法第14条の検査を経していないもの及びせき柱が混入しないように輸送されていること。
 - (2) せき柱の輸送に当たっては、せき柱が入っている旨が明示された専用の密閉容器を用い、他の副産物原々料を汚染しないように輸送されていること。
 - (3) 輸送車には、原々料供給管理票が携行されていること。

飼料用動物性油脂の規制について

(規制の概要)

牛用飼料の製造に用いることのできる牛由来油脂は、食用の肉から採取した脂肪由来であって不溶性不純物が0.02%以下のものに限定。

誤用・流用防止のための念のための措置として、牛のせき柱及びと畜検査を受けていない牛(死亡牛)を原料に含む油脂は、豚・鶏用飼料用を含めて使用禁止。

(概念図)

油脂の種類		用途	牛用飼料		豚・鶏用飼料	備考
				代用乳		
動物性	牛由来	ファンシー				<ul style="list-style-type: none"> ・動物性油脂の不溶性不純物の基準は、0.15%以下。 ・ファンシーは、食用の肉から採取し、不溶性不純物0.02%以下のもの ・イロ-グリスは、と畜残さ等をレンジングし得られたもの
		イロ-グリス	×*	×		
		死亡牛	×*	×	×*	
		せき柱	×	×	×	
	豚・鶏由来	ファンシー				
		イロ-グリス		×		

注：□ は使用可能、× は法的に使用禁止。* は現在通知により使用禁止を要請。

■ は、今回の省令改正での法的に禁止される事項。

(参考2)

肥料用肉骨粉等の国内における製造及び工場からの出荷の取扱いについて
(概念図)

: 改正部分

種類	由来動物	条件		取扱い
肉骨粉等	豚・馬 家きん 鯨・イルカ	牛由来と区分できないもの		×
		牛由来と区分できるもの		(注5)
骨粉 蹄粉 角粉	牛(注1) 由来を含む	牛の特定部位(注2)が除去されていないもの		×
		牛の特定部位が除去されているもの	牛のせき柱が除去されていないもの	
			牛のせき柱が除去されているもの(注3)	蒸製(注4)していないもの
			蒸製したもの	(注5)

× : 停止措置
: 停止措置の解除

注1 : BSE 患畜及び疑似患畜は混入しないこと。

注2 : と畜場において焼却が義務付けられている部位をいう。

注3 : 牛のせき柱(死亡牛を含む。)に由来するものが含まれていないことを農林水産大臣が確認したもののみ使用可。(公定規格等の告示)

注4 : 蒸製とは、国際獣疫事務局の不活性化条件(133℃、3気圧、20分)を上回る条件で処理したものをいう。

注5 : 放牧地での施用禁止を指導、保管・使用制限の表示を義務付け、化学肥料等との混合を指導。

(参考3)

動物用医薬品等に係る原料又は材料としての使用の可否について

リスク	臓器等	反すう動物由来物質の原産国区分		
		高発生国 (英国、ポルトガル)	高発生国以外 の発生国及び EU域内国	そ の 他 の 国
リスク (高度感染性)	脳、脊髄、眼、脳下垂体	×	(×)	
リスク (中等度 感染性)	回腸(小腸)、リンパ節、結腸、脾臓、扁桃、硬膜、松果体、胎盤、脳脊髄液、副腎、頭蓋骨、脊骨(尾骨を除く。)、三叉神経節、背根神経節	×	改正前 後 ×	
リスク (低度感染性)	鼻粘膜、末梢神経、骨髄、肝臓、肺、脾臓、胸腺、血液(牛血清を除く。)	×		
リスク (検出可能な 感染性なし)	糞、心臓、腎臓、乳腺、乳、卵巣、唾液、唾液腺、精巣、骨格筋、甲状腺、子宮、胎子組織、胆汁、骨(頭蓋骨、脊骨(尾骨を除く。))を除く)、軟骨組織、結合組織、毛、皮膚、尿、胃、胎子血清、牛血清	×		

 : 禁止  原則として禁止

又は× : ゼラチンの原料としての使用の可否

(×) : 現行は行政指導により使用禁止、改正後は使用禁止を明文化。